

電気通信事業政策部会・ユニバーサルサービス政策委員会合同ヒアリング資料

# 「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における ユニバーサルサービス制度の在り方」に対する意見



2010年8月26日

KDDI株式会社

※本資料中では敬称を省略しております。

○「光の道」の実現によって、ブロードバンドが将来的にすべての世帯で利用され、いずれ広く国民に不可欠なサービスとなることが期待されているが、それまでの過渡期において、「光の道」の実現へのインセンティブを損なわないという視点からの検討が必要。

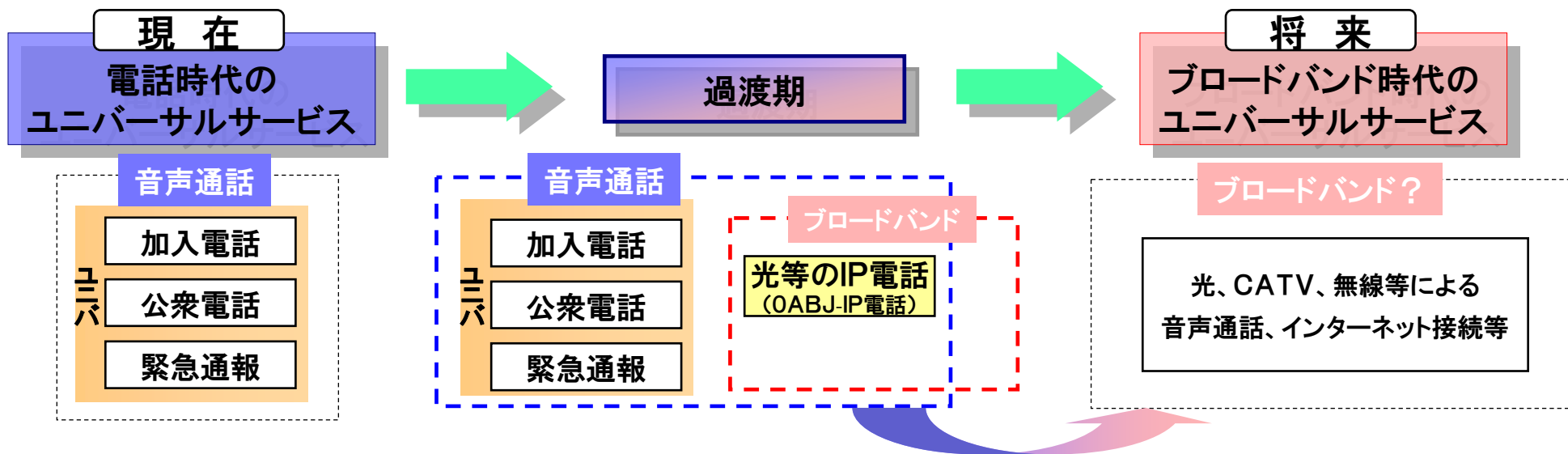
○さらに、国民的資産を継承し、国民の負担によって電話ネットワークを維持してきたNTT東・西が、メタル／光の二重投資の回避やメタル撤去、光化やIP化等によってコストを削減し、国民負担を最小化できることが検討の大前提。

# 基本的認識

○光IP電話をユニバーサルサービスの対象とするか否かの検討にあたっては、ユニバーサルサービス制度の基本的要件(国民生活に不可欠=essentiality、低廉な料金で利用できる=affordability、全国あまねく利用可能=availability)を変更する必要はないと考えている。

○こうした認識の下、ブロードバンドの重要性は一層高まりつつも、すべての世帯で利用される状況ではないことから、電話時代からブロードバンド時代への過渡期においては、ユニバーサルサービスとして確保されるべきサービスは引き続き「音声通話」である。このため、基本的には、電話時代のユニバーサルサービス制度の枠組みを継続すべき。

○なお、「光の道」推進にあたっては、光ファイバが主であるものの、CATVや無線などの様々なアクセス手段が存在し、これらによる「音声通話」の実現が可能となっていることから、「音声通話」の確保にあたっては、CATVや無線といった光以外の手段によるものを含めて検討することが必要。

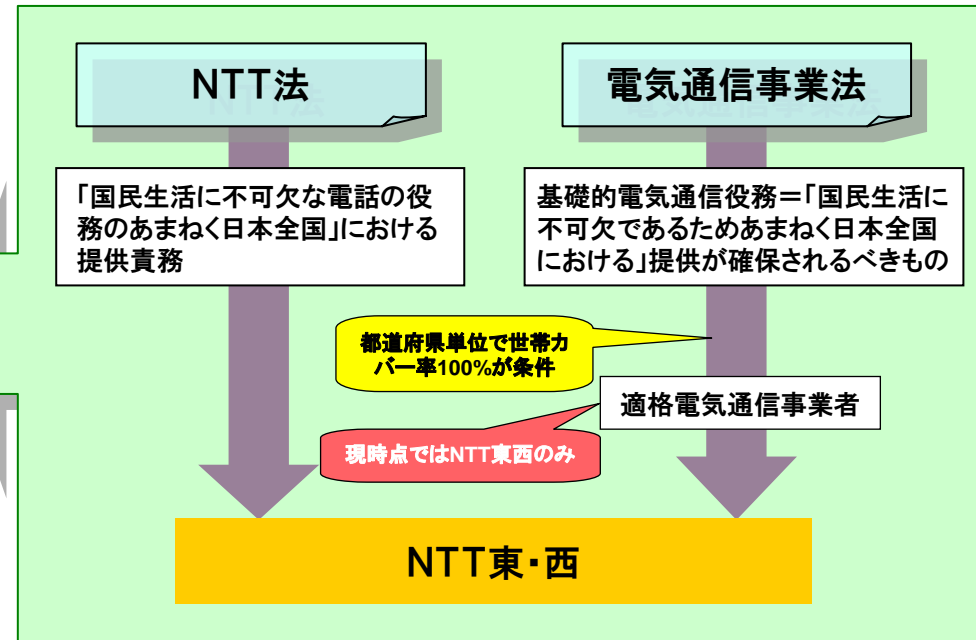


# ユニバーサルサービスの基本的要件及び範囲

○光IP電話に限らず、IP電話の中には、加入電話と完全に同等ではないものの、加入電話の主たる機能である「音声通話」(緊急通報を含む)を提供し、0ABJ番号を有しているものがある。

⇒したがって、音声通話確保の観点からは、加入電話+ 0ABJ-IP電話でも維持は可能。ただし、局給電など加入電話ならではの品質要件を、国民的コンセンサスを前提として緩和することが必要であり、実施にあたっては、お客様への事前周知を徹底すべき。

その際に、全国あまねく責務を負うNTT東・西がIP電話を提供しているエリアにおいては、これに対応するメタルを撤去し、加入電話が提供されなかったとしても最終手段の確保が可能。(あまねく利用可能= availability)



# メタル回線の撤去

○現行のNTT法を前提とすれば、加入電話が提供されなくなったとしても、NTT東・西によりIP電話が提供されている場合は、過渡期においても、音声通話をあまねく確保することが可能。

したがって、「はじめに」で述べたように、コスト削減を実現するとともに「光の道」を加速させるためには、IP電話の単独サービスのみならず、FTTHとセットとなっているIP電話も含めて、これらに対応するメタル回線を撤去すべき。

## コストのイメージ

2010年3月末

二重投資部分

NTT東・西の  
光IP電話

メタル加入電話

低コスト地域

高コスト地域

(回線数)

201X年

二重投資部分

NTT東・西の  
光IP電話

メタル加入電話

低コスト地域

高コスト地域

(回線数)

メタル撤去

NTT東・西の  
光IP電話

メタル加入電話

低コスト地域

高コスト地域

(回線数)

- ・IP電話の普及と共に、メタルとの二重コスト地域が拡大
- ・メタル加入電話は、総利用回線数の減少により回線あたりの単価が上昇

- ・IP電話の普及に応じて、メタル回線を撤去することにより、二重コストが回避され、コストが低減

○「光の道」の推進に向けてメタル撤去を速やかに実現するにあたり、IP電話をどう位置づけるかについては次の方法が考えられるが、いずれの方法であっても、コスト削減を最大化できることが重要。

① NTT東・西のIP電話(※1)のみを加入電話の代替的サービス(※2)と位置づける

② NTT東・西のIP電話(※1)のみをユニバーサルサービスと位置づける

③ 全事業者のIP電話(※1)をユニバーサルサービスと位置づける

※1: IP電話の単独サービスがあることを前提に、FTTHとセットとなっているIP電話も含む。

※2: 加入電話と品質が同等ではないため、直ちにユニバーサルサービスとするには要件緩和が必要。

ただし、③については、他事業者のIP電話はメタル撤去に結びつかないことや、法人向けIP電話の多くが相対契約で占められていることに留意し、約款作成義務の対象外とし不要な規制の追加を回避すべき。

また、ユニバーサルサービスと位置づけるのであれば、FTTHとセットにされているIP電話も含め、音声通話部分についてのaffordability(加入電話と同等の料金)の担保に向けた何らかの措置の検討が必要。

- 適格電気通信事業者となっているNTT東・西の加入電話は、不採算地域も含めて全国あまねく提供する義務があるため、これに対する補てんが行われている。いわば義務と給付の関係が成立している。
- 一方、光を含む他のアクセス手段によるIP電話については、現時点では、不採算地域も含めて全国あまねく展開する義務が課されているわけではなく、経営判断に基づいて展開されていることから、現行制度の下では補てんする必要はない。  
ただし、将来的に光等のIP電話が構造的に著しい赤字に陥ることになった場合には、別途その維持について新たな枠組みを検討することが考えられる。
- 現在、加入電話の補てん額算定にあたって行われている光IP補正については、「光の道」の推進や国民負担の最小化に向けて、メタル撤去を前提とすべきであることを踏まえると、未使用メタルのコストは自ずと削減されることから、補正は不要となると考えられる。
- 「光の道」の実現に向けた高コスト地域の超高速ブロードバンドサービスの整備・維持についてはNTT東・西に限らず民間の活力を生かして進めていくべきであるが、整備コスト、その後の維持コストをいかに賄うかについては、現行の全国あまねく提供されている加入電話を対象としたユニバーサルサービス制度とは別の新たな枠組みによるものとして、今後検討を進めるべき。

○ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの過渡期において、確保すべきユニバーサルサービスは引き続き「音声通話」である。技術の進展によるネットワークの多様化・高度化という現状を踏まえて、音声通話をあまねく確保しながらコスト削減を実現する観点から、現行のNTT法を前提とし、NTT東・西によって提供されるIP電話は、「ユニバーサルサービス」または、その「代替的サービス」と位置づけ、NTT東・西のIP電話に対応するメタルを撤去すべき。

○その際には、国民的資産を継承し、国民の負担によって電話ネットワークを維持してきたNTT東・西は、メタル回線の撤去等によりコストの最小化に向けた努力を徹底すべき。

○これを速やかに実行段階に移すには、NTT東・西が、光化を含むIP網への具体的な移行計画を直ちに明らかにすることが必要。

なお、過渡期において、NTT東・西メタルアクセスのNGN収容を認めるのであれば、これまでの競争の成果を損なわないよう、NGNについて、公正な接続条件を担保する上で必要となる機能を開放すべき。

○将来的には、多様な技術により実現されるブロードバンド時代のユニバーサルサービス制度へとつなげることが必要だが、それは次のフェーズにおいて検討すべき課題。